

業務仕様書

1. 業務番号 7新産 第33号
2. 業務名 佐世保情報産業プラザ自家用電気工作物及び電力量計等更新業務
3. 業務場所 佐世保情報産業プラザ 第1棟・第2棟（佐世保市崎岡町）
4. 業務期間 契約日 ～ 令和8年1月30日

5. 業務仕様

本業務の内容等は、本書及び別添「設計書」に基づくものとする。

- ・自家用電気工作物及び電力量計等の更新 各棟一式

（内容）

- ・佐世保情報産業プラザ第1棟及び第2棟に設置している自家用電気工作物及び電力量計等の更新業務を行う。
- ・施工については、第1棟、第2棟をそれぞれ別日に停電させて夜間に行う電気設備法定点検に併せて実施する。

※電気設備法定点検の予定：作業時間…22:00～6:00、停電時間…0:00～5:00

- ・現在設置されている電力量計（ブレーカー形）は下記のとおり。

契約後、更新する機器は同等品以上のものとなるよう確認すること。

単相3線 100V 30A：（大崎電気工業(株)、A2GA-RLS31）15台

：（三菱電機(株)、M8FM-S1R）2台

単相3線 100V 120A：（大崎電気工業(株)、A2GA-RLS31）19台

：（三菱電機(株)、M8FM-S1R）4台

単相3線 100V 250A：（三菱電機(株)、M8FM-S1R）7台

三相3線 200V 30A：（三菱電機(株)、M8FM-S1R）10台

三相3線 200V 120A：（三菱電機(株)、M8FM-S1R）24台

三相3線 200V 250A：（三菱電機(株)、M8FM-S1R）3台

- ・参考資料として、施工関係部分の完成図面、電力量計配置図を添付する。

6. 特記事項

- ①本業務に要する資材、工具等はすべて受注者において用意すること。また、本業務に必要な官公署その他の関係機関への諸手続き等はこれに必要な資機材、労務及び費用を受注者の負担にて速やかに行い、その検査に合格すること。
- ②施工の際に排出した産業廃棄物は、受注者の責務において適正に処理すること。
- ③施工にあたっては、佐世保情報産業プラザの運営に支障をきたさないように施設管理者（ハウステンボス・技術センター(株)）、電気設備法定点検を実施する一社（西日本電気保安協会及び県と綿密に打合せを行いながら、作業の日時を調整するものとする。
- ④電気設備法定点検及び施工の際は施設の一斉停電を伴うため、佐世保情報産業プラザの入

居企業に向けて施設管理者が説明会を実施する。本説明会に同席の上、必要に応じ作業内容の説明を行うこと。

⑤施工後、施設管理者と共に動作確認及び異常に備えて待機を行うこと。（施設管理者の了承により終了とする。）

⑥施工後の確認が困難な重要部分は、実施状況等を写真により記録しておくこと。

この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受注者の協議のうえ、決定すること。

⑦本業務に関して、引渡しまでに要する電気、水道料等は施設側の負担とする。

7. 提出書類

①業務計画書

業務の着手に先立ち、業務計画書を提出すること。また、内容を変更する必要がある場合は、県に報告するとともに業務等に支障が出ないように適正な措置を講じること。

②完成図書

完成図と取扱説明書等を提出すること。

③業務完了報告書

施工前、施工状況、完成時等の写真と併せて提出すること。